

平成25年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第1号

平成25年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち<u>地方機関</u>以外のものをいう。</p> <p>4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のうち、<u>管轄区域の定めのあるもの</u>をいう。</p> <p>5～7 略</p> <p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から<u>第5項</u>まで、<u>第7項、第8項、第10項、第11項</u>及び<u>第13項</u>の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により<u>各本庁機関</u>に設置された内部組織は、それぞれ別表第1の第6項、第9項及び第12項の右欄に掲げるとおりである。</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～特別支援教育課 略 <u>いじめ・不登校総合対策センター</u></p>	<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち<u>教育長の直近下位</u>に設けられる課をいう。</p> <p>4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のうち、<u>本庁以外</u>のものをいう。</p> <p>5～7 略</p> <p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から<u>第4項</u>まで、<u>第6項、第7項、第9項、第10項</u>及び<u>第12項</u>の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)第2条第1項の規定により<u>別表第1の第5項、第8項</u>及び<u>第11項</u>の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課～特別支援教育課 略</p>

(1) いじめ・不登校対策の総括及び企画立案に関すること。

(2) いじめ・不登校についての相談に関すること。

(3) いじめ・不登校対策を行う学校に対する支援に関すること。

(4) いじめ・不登校についての研修に関すること。

高等学校課～スポーツ健康教育課 略

2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。

(1)～(3) 略

(4) 児童等の発達の特徴を把握するための検査に関すること。

(5)～(7) 略

3 略

(課長会議)

第6条 略

2 課長会議は、教育次長、次長及び本庁組織の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第7条 本庁の各課及び課内室に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 課又は課内室の長 上司の命を受け、課又は課内室の事務を掌理する。

(2) 略

(3) 理事監、参事監及び参事 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

(4) 課長補佐 課又は課内室の長を助けて、課又は課内室の事務に従事し、これらの者に事故があ

高等学校課～スポーツ健康教育課 略

2 教育センター規則第2条の規定により教育センターにおいてつかさどることとされた事務は、次のとおりである。

(1)～(3) 略

(4) 特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。

(5)～(7) 略

3 略

(課長会議)

第6条 略

2 課長会議は、本庁組織の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第7条 課等、本庁の課内室及び本庁機関の内部組織に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 課等の長 上司の命を受け、課等の事務を掌理する。

(2) 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。

(3) 略

(4) 理事監、参事監、参事及び室長 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

(5) 課長補佐及び主幹 課等の長又は室長を助けて、課等の事務に従事し、課等の長又は室長に事

る場合は、その職務を代行する。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

第9条 教育センター、図書館及び博物館に係る職制は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(教育局の設置)

第13条 地方機関として東部教育局、中部教育局及び西部教育局を置く。

(教育局の職制及び職務)

第16条 教育局に局長を置く。

- 2 特に必要があると認めるときは、教育局に次長を置くことができる。
- 3 略
- 4 略

別表第1 (第3条関係)

略	
5 いじめ・不登校 総合対策センター	
6 教育センター	総務課、研修企画課、教育 相談課
7 高等学校課	高校教育企画室、英語教育 推進室
8 略	
9 図書館	総務課、情報相談課、郷土 資料課、郷土資料課環日本 海交流室、支援協力課、資

故がある場合は、その職務を代行する。

- (6) 副主幹 上司の命を受け、課等の事務を処理する。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

第9条 前2条の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に係る職制は、教育センター規則、図書館規則及び博物館規則の定めるところによる。

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

東部教育局	学事係、学校教育係、社会教育担当
中部教育局	学事係、学校教育係、社会教育担当
西部教育局	学事係、学校教育係、社会教育担当

(教育局の職制及び職務)

第16条 教育局に局長を、同じく係に係長を置く。

- 2 特に必要があると認めるときは、教育局に次長、主幹又は副主幹を置くことができる。
- 3 略
- 4 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
- 5 略
- 6 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、局務を処理する。

別表第1 (第3条関係)

略	
5 教育センター	教育センター規則第3条第 1項に定める課及び室並び に係
6 高等学校課	高校教育企画室
7 略	
8 図書館	図書館規則第2条第1項に 定める課、室、係及び担当

	料課		
10	略	9	略
11	略	10	略
12	博物館 総務課、学芸課、美術振興課	11	博物館 博物館規則第2条第1項に定める課、係及び担当
13	略	12	略

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・課長補佐・係長 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・ <u>局長</u> ・ <u>センター長</u> ・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・教育相談員	別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・課長補佐・ <u>室長補佐</u> ・ <u>主幹</u> ・係長・ <u>副主幹</u> 2 事務職員をもって充てる職 教育次長・ <u>所長</u> ・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査・文化財主査・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・ <u>栄養士</u> ・教育相談員

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。 (1)～(3) 略 (4) <u>児童等の発達の特徴を把握するための検査</u> に関すること。 (5)～(7) 略 (内部組織及び分掌事務) 第3条 教育センターに、 <u>総務課、研修企画課及び教育相談課</u> を置く。	(所掌事務) 第2条 教育センターにおいては、次に掲げる事務を行う。 (1)～(3) 略 (4) <u>特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査</u> に関すること。 (5)～(7) 略 (内部組織及び分掌事務) 第3条 教育センターに、 <u>次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</u>

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

研修企画課

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育についての研修に関すること。

(2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育についての研究調査に関すること（教育相談及び特別支援教育に関するものを除く。）。

(3) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。

(4) 学校教育活動についての支援に関すること。

(5) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育についての資料の整備及び提供に関すること（教育相談及び特別支援教育に関するものを除く。）。

教育相談課

(1)・(2) 略

(3) 幼児、児童及び生徒の発達の特徴を把握するための検査に関すること。

(4) 教育相談及び特別支援教育についての資料の整備及び提供に関すること。

(職制)

第4条 教育センターに所長を、課に課長を置く。

総務課	
研修企画課	教科教育係 教職教育係
教育相談課	
情報教育課	
学校教育支援室	

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

研修企画課

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育（情報教育を除く。）についての研修に関すること。

(2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育についての研究調査に関すること（教育相談、特別支援教育及び情報教育に関するものを除く。）。

(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること（教育相談、特別支援教育及び情報教育に関するものを除く。）。

教育相談課

(1)・(2) 略

(3) 特別支援教育についての幼児、児童及び生徒の身体障害及び知的障害の検査に関すること。

(4) 教育相談及び特別支援教育に関する資料の整備

情報教育課

(1) 情報教育についての研修及び研究調査に関すること。

(2) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。

(3) 情報教育に関する資料の整備及び提供に関すること。

学校教育支援室

(1) 学校活動及び教育活動に対する支援に関すること。

(2) 学校教育の支援に関する資料の整備及び提供に関すること。

(職制)

第4条 教育センターに所長を、課、室及び係にそれぞれその長を置く。

<p>2 所長又は課長の職務を補佐し、これらの者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、教育センターに副所長を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>所長、副所長、課長、課長補佐、係長、主事、指導主事及び研修主事</p>	<p>2 所長の職務を補佐させ、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、教育センターに次長を置くことができる。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>所長、次長、課長、室長、主幹、係長、副主幹、主事、指導主事及び研修主事</p>
---	---

（鳥取県立図書館管理規則の一部改正）

第4条 鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、当該右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" data-bbox="231 965 780 1211"> <tr><td>総務課</td><td></td></tr> <tr><td>情報相談課</td><td></td></tr> <tr><td>郷土資料課</td><td>環日本海交流室</td></tr> <tr><td>支援協力課</td><td></td></tr> <tr><td>資料課</td><td></td></tr> </table> <p>2 略</p> <p>（課内室の分掌事務）</p> <p>第3条 課内室の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 図書館に館長を、課及び課内室にそれぞれその長を置く。</p> <p>2 館長又は課の長の職務を補佐し、これらの者に事故があるときにその職務を代行させるため必要があると認めるときは、図書館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・室長・課長補佐・係長</p> <p>2・3 略</p>	総務課		情報相談課		郷土資料課	環日本海交流室	支援協力課		資料課		<p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第2条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係、室及び担当（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="825 965 1348 1211"> <tr><td>総務課</td><td>総務係</td></tr> <tr><td>情報相談課</td><td>図書係 相談係 児童図書係</td></tr> <tr><td>郷土資料課</td><td>情報発信担当 環日本海交流室</td></tr> <tr><td>支援協力課</td><td>学校・市町村担当 暮らし・産業支援担当</td></tr> <tr><td>資料課</td><td>収書・整理係</td></tr> </table> <p>2 略</p> <p>（係等の分掌事務）</p> <p>第3条 係等の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 図書館に館長を、課及び係等（担当を除く。）にそれぞれその長を置く。</p> <p>2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、図書館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・副主幹</p> <p>2・3 略</p>	総務課	総務係	情報相談課	図書係 相談係 児童図書係	郷土資料課	情報発信担当 環日本海交流室	支援協力課	学校・市町村担当 暮らし・産業支援担当	資料課	収書・整理係
総務課																					
情報相談課																					
郷土資料課	環日本海交流室																				
支援協力課																					
資料課																					
総務課	総務係																				
情報相談課	図書係 相談係 児童図書係																				
郷土資料課	情報発信担当 環日本海交流室																				
支援協力課	学校・市町村担当 暮らし・産業支援担当																				
資料課	収書・整理係																				

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、<u>総務課、学芸課及び美術振興課</u>を置く。</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>美術振興課 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 博物館に館長を、<u>課に課長</u>を置く。</p> <p>2 <u>館長又は課長の職務を補佐し、これらの者に事故があるときにその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。</u></p> <p>(職員の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>(職員の職)</p> <p>第5条 略</p> <p>(職員の分担事務)</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、<u>次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)</u>を置く。</p> <table border="1"><tr><td>総務課</td><td>総務係・設備担当</td></tr><tr><td>学芸課</td><td>自然担当・山陰海岸学習館担当 ・人文担当・普及担当</td></tr><tr><td>美術振興課</td><td>調査担当・美術担当</td></tr></table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>遠山正瑛資料室に係る資料の保管及び調査研究並びに利用の普及に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>美術振興課 略</p> <p>(係等の分掌事務)</p> <p>第3条 <u>係等の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 博物館に館長を、<u>課及び係にそれぞれその長</u>を置く。</p> <p>2 <u>前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。</u></p> <p>(職員の種類)</p> <p>第5条 略</p> <p>(職員の職)</p> <p>第6条 略</p> <p>(職員の分担事務)</p>	総務課	総務係・設備担当	学芸課	自然担当・山陰海岸学習館担当 ・人文担当・普及担当	美術振興課	調査担当・美術担当
総務課	総務係・設備担当						
学芸課	自然担当・山陰海岸学習館担当 ・人文担当・普及担当						
美術振興課	調査担当・美術担当						

<p><u>第6条</u> 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(許可申請)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・係長 2 事務職員をもって充てる職 主事 3 略 <p>様式第1号(<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第2号(<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号(<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第4号(<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第5号(<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第6号(<u>第9条</u>関係) 略</p>	<p><u>第7条</u> 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(許可申請)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 館長・副館長・課長・課長補佐・<u>主幹</u>・係長・<u>副主幹</u> 2 事務職員をもって充てる職 主事・<u>現業主事</u> 3 略 <p>様式第1号(<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第2号(<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号(<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第4号(<u>第9条</u>関係) 略</p> <p>様式第5号(<u>第9条</u>関係) 略</p> <p>様式第6号(<u>第10条</u>関係) 略</p>
---	--

(鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、発掘事業室を置く。</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、<u>総務係、企画研究係、青谷上寺地遺跡調査係</u>及び発掘事業室を置く。</p> <p>2 発掘事業室の事務を分掌させるため、同室に次に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p>

<p>2 室の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>3 所長は、室の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 埋蔵文化財センターに所長を、室に室長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、室長、<u>課長補佐</u>、係長、文化財主事及び主事とする。</p>	<p>(1) <u>調整係</u></p> <p>(2) <u>調査担当</u></p> <p>3 <u>室及び係等</u>の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>4 所長は、<u>室及び係等</u>の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第4条 埋蔵文化財センターに所長を、室に室長を、<u>係に係長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、室長、<u>主幹</u>、<u>係長</u>、<u>副主幹</u>、文化財主事及び主事とする。</p>
--	--

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正)

第7条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職制)</p> <p>第3条 史跡公園に所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、係長、文化財主事及び主事とする。</p> <p>(職員の事務分担)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第6条 略</p> <p>(行為の許可の申請)</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 史跡公園に、<u>総務係及び調査整備係</u>を置く。</p> <p>2 <u>係の事務分掌は、所長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第4条 史跡公園に所長を、<u>係に係長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 史跡公園の職員の職は、所長、次長、<u>主幹</u>、<u>係長</u>、<u>副主幹</u>、文化財主事及び主事とする。</p> <p>(職員の事務分担)</p> <p>第6条 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(行為の許可の申請)</p>

<p><u>第7条</u> 略</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(施設設備の損傷等の届出)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第6条</u>関係) 略</p> <p>様式第2号 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第4号 (<u>第9条</u>関係) 略</p>	<p><u>第8条</u> 略</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(施設設備の損傷等の届出)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第2号 (<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号 (<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第4号 (<u>第10条</u>関係) 略</p>
--	--

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職制)</p> <p><u>第3条</u> 青年の家に所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、<u>指導主事</u>、専門指導員及び主事とする。</p> <p>(職員の分担事務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p><u>第3条</u> 青年の家に、庶務係及び指導係を置く。</p> <p>2 <u>係の分掌事務は、所長が定める。</u></p> <p>3 <u>所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>(職制)</p> <p><u>第4条</u> 青年の家に所長を、<u>係に係長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、専門指導員及び主事とする。</p> <p>(職員の分担事務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>

(休所日) 第6条 略	(休所日) 第7条 略
(利用の申込み等) 第7条 略	(利用の申込み等) 第8条 略
(行為の制限) 第8条 略	(行為の制限) 第9条 略
(監督) 第9条 略	(監督) 第10条 略
(利用の許可の取消し) 第10条 略	(利用の許可の取消し) 第11条 略
(事故の発生の届出) 第11条 略	(事故の発生の届出) 第12条 略
(使用料の減免) 第12条 略	(使用料の減免) 第13条 略
(委任) 第13条 略	(委任) 第14条 略
様式第1号 (第7条関係) 略	様式第1号 (第8条関係) 略
様式第2号 (第7条関係) 略	様式第2号 (第8条関係) 略
様式第3号 (第12条関係) 略	様式第3号 (第13条関係) 略

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職制) 第3条 少年自然の家に所長を置く。	(内部組織及び分掌事務) 第3条 少年自然の家に、庶務係及び指導係を置く。 2 係の分掌事務は、所長が定める。 3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。 (職制) 第4条 少年自然の家に所長を、係に係長を置く。

<p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、<u>指導主事</u>、専門指導員及び主事とする。</p> <p>(職員の分担事務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(休所日)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(監督)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第2号 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号 (<u>第12条</u>関係) 略</p>	<p>2 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、<u>専門指導員</u>及び主事とする。</p> <p>(職員の分担事務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(休所日)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(監督)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第2号 (<u>第8条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号 (<u>第13条</u>関係) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則 (平成12年鳥取県教育委員会規則

第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる<u>課</u>の長、理事監、教育次長、次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)<u>第3条第1項</u>の規定により置かれる所長</p> <p>(6) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)<u>第3条第1項</u>の規定により置かれる所長</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)<u>第3条第1項</u>の規定により置かれる館長</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第2号)<u>第3条第1項</u>の規定により置かれる所長</p> <p>(11) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる<u>課等</u>の長、理事監、教育次長、次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)<u>第4条第1項</u>の規定により置かれる所長</p> <p>(6) 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)<u>第4条第1項</u>の規定により置かれる所長</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)<u>第4条第1項</u>の規定により置かれる館長</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第2号)<u>第4条第1項</u>の規定により置かれる所長</p> <p>(11) 略</p>